

【森友会】不適切保育防止ガイドライン

社会福祉法人森友会（以下、当法人という。）は、本ガイドラインにおいて「不適切な保育」を「保育所等での保育士等による子どもへの関わりについて、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法を始めとする関係法令、都県・所在自治体の『児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例』及び保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」とします。

1 不適切な保育の具体的な行為類型は、以下のとおりです。

- ① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- ③ 罰を与える・乱暴な関わり
- ④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ⑤ 差別的な関わり

2 当法人では、これらの不適切保育が行われないよう以下のように運営を行っています。

- 子どもの人権・人格尊重の観点から、適切な保育に関する継続的な法人・園内研修及び組織的な職場環境の整備、人材育成等
- 保育内容に関する自己評価（園評価）や保育計画等を含む日々の保育のあり方に関する職員同士の対話
- 保育者が複数名でチームを組んで一体的に行う保育による保育者間での情報共有・認識の統一
- 保育所に多種多様なニーズへの対応が求められる中で子どもや保護者一人ひとりに丁寧に向き合う時間の確保
- 保育者を対象とした「不適切保育防止チェック」の定期的な実施による個々の行動の振り返りと園長等による確認
- 気軽に相談できる担当者の指定（苦情解決のための苦情受付担当者、解決責任者、第三者委員等）
- 早期の相談・面談等の機会の設定及び対応
- 日頃からの各自治体保育所等運営指導所掌課や関係機関とのコミュニケーションと連携、事案発生時は速やかな報告・通報

3 不適切な行為が疑われた場合には、保育士等の意識や意図に関わらず、事実確認において次のことを明らかにします。

- 不適切な保育が疑われる行為の有無（それが生じた具体的状況）
- 不適切な保育が疑われる行為に至った背景（保育の内容、子どもの個別事情、など）
- 不適切な保育が疑われる行為が繰り返し行われていたのか（再発可能性）

4 事実確認後の対応—「より良い保育」の実施を目指し、事案が生じないための環境整備のために—

- 不適切な保育を行った保育士が当該行為を振り返り、改善すべき事項に気付くことができるよう指導・助言を行います。
- 個別事案の改善だけでなく、背景にある原因・遠因を明確にし、処置・対策を案出します。
- 不適切な保育の事実が確認された場合、園長が中心となり速やかに改善に向けた行動計画を策定し、法人・保育所全体で改善に取り組みます。
- 対象となった子どものみならず、その他の子どもも含めて十分な心のケアを行います。
- 経緯や今後の保育所としての対応方針等について、利用する子どもの保護者に対して丁寧に説明し理解を得るよう努力します。